

平成 19 年 9 月 11 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
東京都中央区日本橋室町二丁目 1 番 1 号
日本アコモデーションファンド投資法人
代表者名 執行役員 中井 伸行
(コード番号 3226)

投資信託委託業者名
株式会社三井不動産アコモデーションファンドマネジメント
代表者名 代表取締役社長 中井 伸行
問合せ先 取締役財務本部長 柴田 守郎
(TEL. 03-3246-3677)

規約変更及び役員選任に関するお知らせ

本投資法人は、平成 19 年 9 月 11 日付の役員会におきまして、下記の内容の規約変更及び役員選任案を、平成 19 年 10 月 12 日開催予定の第 3 回投資主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当該議案は、上記投資主総会での承認可決をもって有効となります。

記

1. 規約変更の主な内容及び理由について

- (1) 平成 18 年 5 月 1 日施行の「会社法」及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により、「投資信託及び投資法人に関する法律」(以下「投信法」といいます。)が整備・改正されたことに伴い、現行規約と関係法令との字句の統一を図る等、全般に亘って所要の変更を行う。(対象条文：第 3 条、第 4 条、第 6 条、第 7 条、第 11 条、第 15 条、第 17 条、第 19 条、第 21 条、第 23 条、第 28 条、第 32 条、第 34 条、第 36 条、第 38 条)
- (2) 平成 19 年 9 月 30 日施行の「証券取引法等の一部を改正する法律」により、「証券取引法」(「金融商品取引法」に改称)及び「投信法」が改正されたことに伴い、必要な字句の修正を行う。(対象条文：第 28 条、第 29 条、第 32 条、第 35 条、第 36 条、第 40 条)
また、投資法人による短期投資法人債の発行が可能となったことを踏まえ、本投資法人の機動的な資金調達を可能とするため、変更を行う。(対象条文：第 35 条)
- (3) 「租税特別措置法」の改正に伴い、特定目的会社の優先出資証券の 100%取得に係る特例が廃止されたため、関連する規定の削除等を行う。(対象条文：第 27 条)
- (4) 本投資法人の設立に際して必要とされた規約記載事項について、規約の簡素化を図るため、現状不要となった字句を削除する。(対象条文：第 1 条、第 23 条、第 33 条)
- (5) 今後の法令の改正に備えて規約における法令の条項数等の引用を可能な限り削除するとともに、これらの修正により必要となる字句の修正等を行う。(対象条文：第 2 条、第 19 条、第 20 条、第 28 条、第 32 条、第 34 条、第 40 条)

(規約変更の詳細につきましては、添付の「第 3 回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

2. 役員選任について

執行役員全員（2名）及び監督役員全員（3名）は、平成19年10月12日をもって任期満了となるので、執行役員2名及び監督役員3名を選任する。

(1) 執行役員候補者

横山 雄司（現任）

中井 伸行（現任）

(2) 監督役員候補者

富田 武夫（現任）

高部 道彦（現任）

袖山 裕行（現任）

（役員選任の詳細につきましては、添付の「第3回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。）

3. 日程

平成19年9月11日 第3回投資主総会招集の役員会決議

平成19年9月26日 「第3回投資主総会招集ご通知」の発送（予定）

平成19年10月12日 第3回投資主総会開催（予定）

以 上

* 本資料の配布先 : 兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

* 本投資法人のホームページアドレス : <http://www.naf-r.jp>

<添付資料>

- ・第3回投資主総会招集ご通知

平成19年9月26日

投資主各位

東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号
日本アコモデーションファンド投資法人
執行役員 中 井 伸 行

第3回投資主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本投資法人の第3回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、後記参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。お手数ながら同封の議決権行使書に賛否をご表示いただき、平成19年10月11日（木曜日）午後5時30分までに到達するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に従い、規約において「投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成したものとみなす」旨を定めております。

従いまして、ご出席いただかず、かつ、議決権行使書による議決権の行使をいただけない投資主様につきましては、本投資主総会の議案に賛成したものとみなされ、投資主様の議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入されますのでご留意願います。

敬 具

記

1. 日 時 平成19年10月12日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
霞が関ビルディング1階「プラザホール」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件
議案の要領は、後記「投資主総会参考書類」に記載のとおりであります。
- 第2号議案 執行役員2名選任の件
- 第3号議案 監督役員3名選任の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本投資主総会当日、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主様1名に委託することができます。この場合には、投資主様ご本人の議決権行使書とともに、代理権を証する書面をご提出ください。
 - ◎ 投資主総会参考書類に記載すべき事項について修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ（<http://www.naf-r.jp/>）に掲載いたします。
 - ◎ 当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社である株式会社三井不動産アコモデーションファンドマネジメントによる「運用状況報告会」を実施する予定です。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 議案の要領及び変更の理由

- (1) 平成18年5月1日施行の「会社法」及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により、「投資信託及び投資法人に関する法律」（以下「投信法」といいます。）が整備・改正されたことに伴い、現行規約と関係法令との字句の統一を図る等、全般に亘って所要の変更を行うものであります（第3条、第4条、第6条、第7条、第11条、第15条、第17条、第19条、第21条、第23条、第28条、第32条、第34条、第36条、第38条）。
- (2) 平成19年9月30日施行の「証券取引法等の一部を改正する法律」により、「証券取引法」（「金融商品取引法」に改称）及び「投信法」が改正されたことに伴い、必要な字句の修正を行うものであります（第28条、第29条、第32条、第35条、第36条、第40条）。また、投資法人による短期投資法人債の発行が可能となったことを踏まえ、本投資法人の機動的な資金調達を可能とするため、変更を行うものであります（第35条）。
- (3) 「租税特別措置法」の改正に伴い、特定目的会社の優先出資証券の100%取得に係る特例が廃止されたため、関連する規定の削除等を行うものであります（第27条）。
- (4) 本投資法人の設立に際して必要とされた規約記載事項について、規約の簡素化を図るため、現状不要となった字句を削除するものであります（第1条、第23条、第33条）。
- (5) 今後の法令の改正に備えて規約における法令の条項数等の引用を可能な限り削除するとともに、これらの修正により必要となる字句の修正等を行うものであります（第2条、第19条、第20条、第28条、第32条、第34条、第40条）。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第1条 (商号) 本規約で設立する投資法人は、日本アコモデーションファンド投資法人(以下「<u>本投資法人</u>」という。)と称し、英文ではNippon Accommodations Fund Inc.と表示する。</p>	<p>第1条 (商号) 本投資法人は、日本アコモデーションファンド投資法人と称し、英文ではNippon Accommodations Fund Inc.と表示する。</p>
<p>第2条 (目的) 本投資法人は、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号、その後の改正を含む。以下「<u>投信法</u>」という。)に基づき、資産を主として特定資産(投信法第2条第1項に掲げるものをいう。以下同じ。)に対する投資として運用することを目的とする。</p>	<p>第2条 (目的) 本投資法人は、「投資信託及び投資法人に関する法律」(以下「<u>投信法</u>」という。)に基づき、資産を主として特定資産(投信法に掲げるものをいう。以下同じ。)に対する投資として運用することを目的とする。</p>
<p>第3条 (本店の所在する場所)</p>	<p>第3条 (本店の所在地)</p>
<p>第4条 (公告の方法) 本投資法人の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。</p>	<p>第4条 (公告方法) 本投資法人の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p>
<p>第6条 (発行する投資口の総口数) 1. 本投資法人の発行する投資口の総口数は、2,000,000口とする。 3. 本投資法人は、第1項に規定する投資口の総口数の範囲内において、役員会の承認を得た上で、投資口の追加発行ができるものとする。当該投資口の追加発行における1口当たりの発行価額は、本投資法人に属する資産(以下「<u>運用資産</u>」という。)の内容に照らし公正な価額として役員会で決定した価額とする。</p>	<p>第6条 (発行可能投資口総口数) 1. 本投資法人の発行可能投資口総口数は、2,000,000口とする。 3. 本投資法人は、第1項に規定する発行可能投資口総口数の範囲内において、役員会の承認を得た上で、その発行する投資口を引き受ける者の募集をすることができるものとする。募集投資口(当該募集に応じて当該投資口の引受けの申込みをした者に対して割り当てる投資口をいう。)1口当たりの払込金額は、本投資法人に属する資産(以下「<u>運用資産</u>」という。)の内容に照らし公正な金額として役員会で承認した金額とする。</p>
<p>第7条 (投資口の取扱規則) 本投資法人が発行する投資証券の種類、投資口の名義書換(実質投資主名簿への記載又は記録を含む。以下同じ。)、質権の登録及びその抹消、投資証券の再発行その他の手続並びにその手数料については、法令又は本規約のほか、役員会の定める投資口取扱規則による。</p>	<p>第7条 (投資口の取扱規則) 本投資法人が発行する投資証券の種類、投資主名簿への記載又は記録(実質投資主名簿への記載又は記録を含む。以下同じ。)、質権の登録及びその抹消、投資証券の再発行その他の手続並びにその手数料については、法令又は本規約のほか、役員会の定める投資口取扱規則による。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第11条（決議）</p> <p>2. 投資主は、本投資法人の議決権を有するほかの投資主を代理人としてその議決権を行使することができる。</p>	<p>第11条（決議）</p> <p>2. 投資主は、本投資法人の議決権を有するほかの投資主<u>1名</u>を代理人としてその議決権を行使することができる。</p>
<p>第15条（基準日等）</p> <p>2. 投資主総会に関する議事については、<u>議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、出席した議長、執行役員及び監督役員が、これに署名又は記名押印する。</u></p>	<p>第15条（基準日等）</p> <p>2. 投資主総会に関する議事については、<u>法令に定めるところにより議事録を作成し、出席した議長、執行役員及び監督役員が、これに署名又は記名押印する。</u></p>
<p>第17条（執行役員及び監督役員の選任及び任期）</p> <p>1. 執行役員及び監督役員は、法令に別段の定めがない限り、投資主総会の決議をもって選任する。</p>	<p>第17条（執行役員及び監督役員の選任及び任期）</p> <p>1. 執行役員及び監督役員は、法令に別段の定めがない限り、投資主総会の決議によって選任する。</p>
<p>第19条（執行役員及び監督役員の投資法人に対する責任）</p> <p>本投資法人は、<u>投信法第109条第1項第4号の行為に関する執行役員又は監督役員</u>の責任について、<u>当該執行役員又は監督役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該執行役員又は監督役員の職務遂行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、賠償の責めに任ずべき額から次の各号に掲げる金額を控除した額を限度として、役員会の決議をもって免除することができる。</u></p> <p>(1) <u>役員会の決議の日の属する営業期間又はその前の各営業期間において、当該執行役員又は監督役員が報酬その他の職務遂行の対価として投資法人から受け、又は受けるべき財産上の利益（次号に定めるものを除く。）の額の営業期間毎の合計額のうち、最も高い額の4年分に相当する額。</u></p> <p>(2) <u>当該執行役員又は監督役員が本投資法人から受けた退職慰労金の額及びその性質を有する財産上の利益の額の合計額と当該合計額をその職に就いていた年数で除した額に4を乗じた額とのいずれか低い額。</u></p>	<p>第19条（執行役員及び監督役員の投資法人に対する責任）</p> <p>本投資法人は、<u>投信法の規定に従い、役員会の決議によって、執行役員及び監督役員</u>の責任を<u>法令の限度において免除</u>することができる。</p>
<p>第20条（招集）</p> <p>3. <u>役員会招集権を有しない執行役員は、投信法第106条第2項の規定に従い、監督役員は投信法第106条第3項の規定に従い、役員会の招集を請求することができる。</u></p>	<p>第20条（招集）</p> <p>3. <u>役員会招集権を有しない執行役員及び監督役員は、投信法の規定に従い、それぞれ役員会の招集を請求することができる。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第21条（決議等）</p> <p>1. 役員会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがない限り、<u>その構成員の過半数が出席の上、出席者の過半数の議決によって行う。</u></p> <p>2. 役員会に関する議事については、<u>議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、出席した執行役員及び監督役員が、これに署名又は記名押印する。</u></p>	<p>第21条（決議等）</p> <p>1. 役員会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがない限り、<u>議決に加わることができる構成員の過半数が出席の上、出席者の過半数の議決によって行う。</u></p> <p>2. 役員会に関する議事については、<u>法令に定めるところにより議事録を作成し、出席した執行役員及び監督役員が、これに署名又は記名押印する。</u></p>
<p>第23条（会計監査人の選任）</p> <p><u>会計監査人は、投資主総会において選任する。但し、法令の規定により、設立の際に選任されたものとみなされる会計監査人はこの限りではない。</u></p>	<p>第23条（会計監査人の選任）</p> <p><u>会計監査人は、投資主総会<u>の決議によって</u>選任する。</u></p>
<p>第27条（投資態度）</p> <p>5. 本投資法人が取得する資産の組入比率は以下の①及び②の方針によるものとする。</p> <p>①特定不動産（本投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権、地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。）の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上とする。</p> <p>②資産の総額のうち占める投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号、その後の改正を含む。以下「投信法施行令」という。）第3条第8号に掲げる不動産、同条第9号に掲げる不動産の賃借権、同条第10号に掲げる地上権、同条第15号に掲げる信託の受益権（同号ニ又はホに掲げる資産のみを信託する信託にかかるとに限る。）及び同条第16号に掲げる出資の持分（その出資された財産を同条第8号から第10号までに掲げる資産のみに運用することを定めた同条第16号に規定する契約にかかるとに限る。）の価額の割合として、財務省令で定める割合を100分の75以上とする。</p>	<p>第27条（投資態度）</p> <p>5. 本投資法人は、特定不動産（本投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権、地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。）の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上とする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第28条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲）</p> <p>1.</p> <p>(2)</p> <p>③不動産、土地の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と併せて信託する包括契約を含むが、<u>有価証券</u>に該当するものを除く。）</p> <p>④信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（<u>有価証券</u>に該当するものを除く。）</p> <p>⑥信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（<u>有価証券</u>に該当するものを除く。）</p> <p>(3)</p> <p>①優先出資証券（<u>資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号、その後の改正を含む。以下「資産流動化法」という。）第2条第9項に定める優先出資証券をいう。</u>）</p> <p>②受益証券（<u>投信法第2条第12項に定める受益証券をいう。</u>）</p> <p>③投資証券（<u>投信法第2条第22項に定める投資証券をいう。</u>）</p> <p>④特定目的信託の受益証券（<u>資産流動化法第2条第15項に定める特定目的信託の受益証券（上記(2)③、④又は⑥に掲げる資産に該当するものを除く。）</u>）</p> <p>2.</p> <p>(1)</p> <p>②国債証券（<u>証券取引法第2条第1項第1号で定めるものをいう。</u>）</p> <p>③地方債証券（<u>証券取引法第2条第1項第2号で定めるものをいう。</u>）</p> <p>④特別の法律により法人の発行する債券（<u>証券取引法第2条第1項第3号で定めるものをいう。</u>）</p> <p>⑦コマーシャル・ペーパー（<u>証券取引法第2条第1項第8号に定めるものをいう。</u>）</p>	<p>第28条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲）</p> <p>1.</p> <p>(2)</p> <p>③不動産、土地の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と併せて信託する包括契約を含むが、<u>投信法に規定する投資信託又は外国投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券（金融商品取引法に定めるものをいう。）及び資産の流動化に関する法律（以下「資産流動化法」という。）に規定する特定目的信託の受益証券（以下併せて「除外有価証券」という。）</u>に該当するものを除く。）</p> <p>④信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（<u>除外有価証券</u>に該当するものを除く。）</p> <p>⑥信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（<u>除外有価証券</u>に該当するものを除く。）</p> <p>(3)</p> <p>①優先出資証券（<u>資産流動化法に定めるものをいう。</u>）</p> <p>②受益証券（<u>投信法に定めるものをいう。</u>）</p> <p>③投資証券（<u>投信法に定めるものをいう。</u>）</p> <p>④特定目的信託の受益証券（<u>資産流動化法に定めるもの（上記(2)③、④又は⑥に掲げる資産に該当するものを除く。）をいう。</u>）</p> <p>2.</p> <p>(1)</p> <p>②国債証券（<u>金融商品取引法に定めるものをいう。</u>）</p> <p>③地方債証券（<u>金融商品取引法に定めるものをいう。</u>）</p> <p>④特別の法律により法人の発行する債券（<u>金融商品取引法に定めるものをいう。</u>）</p> <p>⑦コマーシャル・ペーパー（<u>金融商品取引法に定めるものをいう。</u>）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>⑧資産流動化法に規定する特定社債券（資産流動化法第2条第9項に定める特定社債券をいう。）</p> <p>⑨投信法に規定する投資法人債券（投信法第2条第25項に定めるものをいう。）</p> <p>⑩金銭債権（投信法施行令第3条第11号に定めるものをいう。）</p> <p>⑪信託財産を主として本号①乃至⑩に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（有価証券に該当するものを除く。）</p> <p>(2) 金融デリバティブ取引に関する権利（投信法施行令第3条第14号に定めるものをいう。）</p> <p>3. 本投資法人は、第1項及び第2項に定める特定資産のほか、商標法（昭和34年法律第127号、その後の改正を含む。）に基づく商標権等（商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権をいう。）、温泉法（昭和23年法律第125号、その後の改正を含む。）において定める温泉の源泉を利用する権利及び当該温泉に関する設備、資産流動化法に規定する特定出資（資産流動化法第2条第6項に定められるものをいう。）、有限会社法（昭和13年法律第74号、その後の改正を含む。）に規定する有限会社の出資持分その他東京証券取引所が定める「不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例」において定める「不動産関連資産」に投資することがある。但し、第26条に定める資産運用の基本方針のために必要若しくは有用と認められる場合又は本投資法人の組織運営に必要若しくは有用と認められる場合に投資できるものとする。</p>	<p>⑧資産流動化法に規定する特定社債券</p> <p>⑨投信法に規定する投資法人債券</p> <p>⑩金銭債権（投信法施行令に定めるものをいう。）</p> <p>⑪信託財産を主として本号①乃至⑩に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（除外有価証券に該当するものを除く。）</p> <p>(2) デリバティブ取引に関する権利（投信法施行令に定めるものをいう。）</p> <p>3. 本投資法人は、第1項及び第2項に定める特定資産のほか、商標法に基づく商標権等（商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権をいう。）、温泉法において定める温泉の源泉を利用する権利及び当該温泉に関する設備、資産流動化法に規定する特定出資、その他東京証券取引所が定める「不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例」において定める「不動産関連資産」に投資することがある。但し、第26条に定める資産運用の基本方針のために必要若しくは有用と認められる場合又は本投資法人の組織運営に必要若しくは有用と認められる場合に投資できるものとする。</p>
<p>第29条（投資制限）</p> <p>2. 前条第2項第2号に掲げる金融デリバティブ取引に関する権利は、本投資法人にかかる負債から生じる金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的とした運用に限るものとする。</p>	<p>第29条（投資制限）</p> <p>2. 前条第2項第2号に掲げるデリバティブ取引に関する権利は、本投資法人にかかる負債から生じる金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的とした運用に限るものとする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第32条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1. 本投資法人の資産評価の方法は、投資法人の貸借対照表、損益計算書、資産運用報告書、金銭の分配にかかる計算書及び附属明細書に関する規則（平成12年総理府令第134号、その後の改正を含む。）、投資信託協会制定の不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則、同協会が定めるその他の諸規則及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、次のとおり運用資産の種類毎に定める。</p> <p>(7) 有価証券（第28条第2項第1号②乃至⑨に定めるもの） 当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額を用いるものとする。市場価格がない場合には、合理的に算定された価額により評価するものとする。</p> <p>(10) 金融デリバティブ取引に関する権利（第28条第2項第2号に定めるもの）</p> <p>2. 資産運用報告書等に価格を記載する目的で、前項と異なる方法で評価する場合には、下記のように評価するものとする。</p>	<p>第32条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、投資法人の計算に関する規則、投資信託協会制定の不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則、同協会が定めるその他の諸規則及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、次のとおり運用資産の種類毎に定める。</p> <p>(7) 有価証券等（第28条第2項第1号②乃至⑨に定めるもの） 当該有価証券等の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額を用いるものとする。市場価格がない場合には、合理的に算定された価額により評価するものとする。</p> <p>(10) デリバティブ取引に関する権利（第28条第2項第2号に定めるもの）</p> <p>2. 資産運用報告等に価格を記載する目的で、前項と異なる方法で評価する場合には、下記のように評価するものとする。</p>
<p>第33条（決算期）</p> <p>本投資法人の営業期間は、毎年3月1日から8月末日まで及び9月1日から翌年2月末日まで（以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。）とする。但し、本投資法人の第1期営業期間は、本投資法人成立の日から平成18年3月末日までとし、第2期営業期間は、平成18年4月1日から平成19年2月末日までとする。</p>	<p>第33条（決算期）</p> <p>本投資法人の営業期間は、毎年3月1日から8月末日まで及び9月1日から翌年2月末日まで（以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。）とする。</p>
<p>第34条（金銭の分配の方針）</p> <p>1. 分配方針</p> <p>本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>(1) 投資主に分配する金銭の総額のうち、利益（投信法第136条第1項に規定される、本投資法人の貸借対照表上の純資産額から出資総額、出資剰余金及び評価差額金の合計額を控除して算出した金額をいう。以下同じ。）の金額は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って計算されるものとする。</p>	<p>第34条（金銭の分配の方針）</p> <p>1. 分配方針</p> <p>本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>(1) 投資主に分配する金銭の総額のうち、利益（投信法に規定される、本投資法人の貸借対照表上の純資産額から出資総額、出資剰余金及び評価差額金の合計額を控除して算出した金額をいう。以下同じ。）の金額は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って計算されるものとする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(2) 利益の金額を限度として分配を行う場合、分配金額は租税特別措置法（昭和32年法律第26号、その後の改正を含む。以下「租税特別措置法」という。）第67条の15（以下「投資法人にかかる課税の特例規定」という。）及び租税特別措置法施行令（昭和32年政令43号、その後の改正を含む。以下「租税特別措置法施行令」という。）第39条の32の3に規定される本投資法人の配当可能所得の金額（以下「配当可能所得」という。）の100分の90に相当する金額を超えて分配するものとして、本投資法人が決定する金額とする。なお、本投資法人は資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金及びこれらに類する積立金等を積み立てることができる。</p> <p>2. 利益を超える金銭の分配 利益の金額が配当可能所得金額の100分の90に相当する金額に満たない場合その他経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向により役員会において適切と判断した場合、<u>投信法第136条第1項の規定に従い、投資主に対し、投信法第131条第1項の承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、利益を超えて金銭の分配をすることができる。本投資法人は、利益を超えて金銭の分配を行う場合には、当該営業期間に係る利益の金額に、当該営業期間に計上する減価償却額に相当する金額を加算した額を上限とする。但し、当該金額が当該営業期間の租税特別措置法施行令第39条の32の3に規定する「配当可能額」の100分の90に相当する金額を超えない場合には、「配当可能額」の100分の90に相当する金額を超えて分配するものとして役員会が決定した金額をもって金銭の分配をすることができるものとする。</u></p> <p>3. 分配金の分配方法等 分配金は、金銭により分配するものとし、決算期における最終の投資主名簿に記載のある投資主又は登録質権者を対象に、原則として決算日から3ヶ月以内に投資口の所有口数に応じて分配する。<u>また、本投資法人は、営業期間の途中で新たに発行された投資口に関しては、役員会の決定により日割り配当とすることができる。</u></p>	<p>(2) 利益の金額を限度として分配を行う場合、分配金額は租税特別措置法に定める投資法人に係る課税の特例及び租税特別措置法施行令に規定される本投資法人の配当可能所得の金額（以下「配当可能所得」という。）の100分の90に相当する金額を超えて分配するものとして、本投資法人が決定する金額とする。なお、本投資法人は資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金及びこれらに類する積立金等を積み立てることができる。</p> <p>2. 利益を超える金銭の分配 利益の金額が配当可能所得金額の100分の90に相当する金額に満たない場合その他経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向により役員会において適切と判断した場合、<u>投資主に対し、投信法に基づく承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、利益を超えて金銭の分配をすることができる。本投資法人は、利益を超えて金銭の分配を行う場合には、当該営業期間に係る利益の金額に、当該営業期間に計上する減価償却額に相当する金額を加算した額を上限とする。但し、当該金額が当該営業期間の租税特別措置法施行令に規定する「配当可能額」の100分の90に相当する金額を超えない場合には、「配当可能額」の100分の90に相当する金額を超えて分配するものとして役員会が決定した金額をもって金銭の分配をすることができるものとする。</u></p> <p>3. 分配金の分配方法等 分配金は、金銭により分配するものとし、決算期における最終の投資主名簿に記載又は記録のある投資主又は登録投資口質権者を対象に、原則として決算日から3ヶ月以内に投資口の所有口数に応じて分配する。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第35条（借入金及び投資法人債発行の限度額等）</p> <p>1. 本投資法人は、運用資産の着実な成長並びに効率的な運用及び運用の安定性に資するため、資産の取得、修繕費若しくは分配金の支払い、本投資法人の運営に要する資金、若しくは債務の返済（敷金・保証金並びに借入金及び投資法人債の債務の返済を含む。）等の資金の手当てを目的として、資金を借入れ（コール市場を通じる場合を含む。）又は投資法人債を発行することができる。なお、資金を借入れる場合は、<u>証券取引法第2条第3項第1号</u>に規定する適格機関投資家からの借入れに限るものとする。</p>	<p>第35条（借入金及び投資法人債発行の限度額等）</p> <p>1. 本投資法人は、運用資産の着実な成長並びに効率的な運用及び運用の安定性に資するため、資産の取得、修繕費若しくは分配金の支払い、本投資法人の運営に要する資金、若しくは債務の返済（敷金・保証金並びに借入金及び投資法人債の債務の返済を含む。）等の資金の手当てを目的として、資金を借入れ（コール市場を通じる場合を含む。）又は投資法人債（<u>短期投資法人債を含む。以下同じ。</u>）を発行することができる。なお、資金を借入れる場合は、<u>金融商品取引法</u>に規定する適格機関投資家からの借入れに限るものとする。</p>
<p>第36条（投資信託委託業者に対する資産運用報酬の支払いに関する基準）</p> <p>本投資法人が運用資産の運用を委託する<u>投資信託委託業者</u>（以下「資産運用会社」という。）に支払う報酬の計算方法及び支払いの時期は、次のとおりとする。</p> <p>(3) 運用報酬Ⅲ</p> <p>新たに運用資産を取得した場合、当該運用資産の取得価格（但し、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用は除く。）に1%を乗じて得た金額を上限とし、資産運用委託契約に定める額を支払う。但し、スポンサー関係者からの運用資産取得については、当該運用資産の取得価格（但し、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用は除く。）に0.5%を乗じて得た金額を上限とし、資産運用委託契約に定める額を支払う。</p> <p>なお、本条において、「スポンサー関係者」とは、(1)投信法に定義される利害関係人等、(2)資産運用会社の株主並びに連結会計基準における資産運用会社の株主の子会社及び関連会社及び(3)資産運用会社の株主並びに連結会計基準における資産運用会社の株主の子会社及び関連会社が15%以上の出資、匿名組合出資又は優先出資を行っている特別目的会社（資産流動化法上の特定目的会社、<u>有限会社</u>、<u>株式会社</u>等を含む。）を意味する。</p>	<p>第36条（<u>資産運用会社</u>に対する資産運用報酬の支払いに関する基準）</p> <p>本投資法人が運用資産の運用を委託する<u>資産運用会社</u>（以下「資産運用会社」という。）に支払う報酬の計算方法及び支払いの時期は、次のとおりとする。</p> <p>(3) 運用報酬Ⅲ</p> <p>新たに運用資産を取得した場合、当該運用資産の取得価格（但し、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用は除く。）に1%を乗じて得た金額を上限とし、資産運用委託契約に定める額を支払う。但し、スポンサー関係者からの運用資産取得については、当該運用資産の取得価格（但し、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用は除く。）に0.5%を乗じて得た金額を上限とし、資産運用委託契約に定める額を支払う。</p> <p>なお、本条において、「スポンサー関係者」とは、(1)投信法に定義される利害関係人等、(2)資産運用会社の株主並びに連結会計基準における資産運用会社の株主の子会社及び関連会社及び(3)資産運用会社の株主並びに連結会計基準における資産運用会社の株主の子会社及び関連会社が15%以上の出資、匿名組合出資又は優先出資を行っている特別目的会社（資産流動化法上の特定目的会社、<u>株式会社</u>等を含む。）を意味する。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第38条（諸費用の負担）</p> <p>2. (4) 法令に定める財務諸表、運用報告書等の作成、印刷及び交付にかかる費用（監督官庁等に提出する場合の提出費用を含む。）</p>	<p>第38条（諸費用の負担）</p> <p>2. (4) 法令に定める<u>計算書類、資産運用報告</u>等の作成、印刷及び交付にかかる費用（監督官庁等に提出する場合の提出費用を含む。）</p>
<p>第40条（資産の運用、保管及びその他の業務及び事務の委託）</p> <p>1. 本投資法人は、<u>投信法第198条及び第208条に基づき、資産の運用にかかる業務を投資信託委託業者に、また、資産の保管にかかる業務を資産保管会社に委託する。</u></p> <p>2. 本投資法人は、<u>資産の運用及び保管にかかる業務以外にかかる事務であって投信法第111条に定める事務（以下「一般事務」という。）については、第三者に委託する。</u></p> <p>3. <u>本投資法人の成立後に委託する事務のうち、本投資法人の発行する投資口及び投資法人債の募集に関する事務、発行する投資法人債の名義書換に関する事務、投資証券及び投資法人債券の発行に関する事務並びに投資法人債権者にかかる事務（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号、その後の改正を含む。）第124条第2項第4号、第5号及び第8号に定める各事務のことをいう。）は、募集の都度、適宜、一般事務受託会社を役員会で定め、一般事務委託契約を締結することとする。</u></p>	<p>第40条（資産の運用、保管及びその他の業務及び事務の委託）</p> <p>1. 本投資法人は、<u>投信法に基づき、資産の運用にかかる業務を資産運用会社に、また、資産の保管にかかる業務を資産保管会社に委託する。</u></p> <p>2. 本投資法人は、<u>資産の運用及び保管にかかる業務以外にかかる事務であって投信法により第三者に委託しなければならないとされる事務については、第三者に委託する。</u></p> <p>(削除)</p>

第2号議案 執行役員2名選任の件

執行役員横山雄司及び中井伸行の2名は、平成19年10月12日をもって任期満了となりますので、執行役員2名の選任をお願いするものであります。なお、執行役員の任期は、平成19年10月13日から2年となります。

また、執行役員選任に関する本議案は、平成19年9月11日開催の役員会において、監督役員全員の同意をもって提出するものであります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴
1	横山雄司 (昭和21年11月21日)	昭和44年4月 三井不動産株式会社入社 平成7年4月 グループ経営企画本部 関連事業部長 平成10年4月 総務部長 兼 監査室長 平成10年6月 取締役 総務部長 兼 監査室長 平成13年4月 取締役 常務執行役員 平成13年6月 常務執行役員 平成15年4月 常務執行役員 関西支社長 平成17年4月 顧問 (現任) 平成17年6月 三井健康保険組合 理事長 (現任) 平成17年10月 日本アコモデーションファンド投資法人 執行役員就任 (現任)
2	中井伸行 (昭和31年6月25日)	昭和56年4月 三井不動産株式会社入社 経理部 昭和61年10月 開発企画部 平成4年4月 株式会社ららぽーと 出向 平成10年4月 三井不動産株式会社 商業施設事業部 平成17年4月 アコモデーション事業本部 賃貸住宅ファンド推進室 兼 株式会社三井不動産レジデンシャルファンドマネジメント (現株式会社三井不動産アコモデーションファンドマネジメント) 代表取締役社長 平成17年7月 株式会社三井不動産レジデンシャルファンドマネジメント (現株式会社三井不動産アコモデーションファンドマネジメント) 出向 代表取締役社長 (現任) 平成17年10月 日本アコモデーションファンド投資法人 執行役員就任 (現任)

- ・執行役員候補者中井伸行は、本投資法人が資産運用委託契約及び機関の運営に関する一般事務委託契約を締結している株式会社三井不動産アコモデーションファンドマネジメントの代表取締役であります。なお、執行役員候補者横山雄司と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記各執行役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を自己又は他人の名義で所有しておりません。
- ・上記各執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しております。

第3号議案 監督役員3名選任の件

監督役員富田武夫、高部道彦及び袖山裕行の3名は、平成19年10月12日をもって任期満了となりますので、監督役員3名の選任をお願いするものであります。なお、監督役員の任期は、平成19年10月13日から2年となります。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴
1	富田武夫 (昭和23年8月30日)	昭和51年4月 弁護士登録・第一東京弁護士会所属 第一協同法律事務所入所(現任) 平成7年6月 株式会社片山組 監査役(現任) 平成13年2月 学校法人桐朋学園 監事(現任) 平成16年3月 アサヒ紙工株式会社 監査役(現任) 平成16年7月 学校法人日本歯科大学 評議員(現任) 平成16年9月 財団法人教育資金融資保証基金 評議員(現任) 平成17年3月 丸井産業株式会社 清算人(現任) 平成17年10月 日本アコモデーションファンド投資法人 監督役員就任(現任)
2	高部道彦 (昭和29年3月14日)	昭和56年4月 検事任官(東京地方検察庁検事) 昭和57年4月 岡山地方検察庁検事 昭和60年4月 東京地方検察庁検事 昭和62年4月 名古屋地方検察庁検事 昭和63年4月 法務省刑事局付(併任 法制審議会幹事) 平成2年7月 在連合王国日本国大使館一等書記官 平成5年8月 法務省刑事局付 平成6年1月 東京地方検察庁検事 平成9年4月 法務総合研究所教官 平成10年4月 法務省刑事局参事官 平成12年4月 福島地方検察庁次席検事 平成13年4月 法務省人権擁護局総務課長 平成15年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会・渡辺昭法律事務所所属(現任)) 平成15年4月 成蹊大学法科大学院教授(現任) 平成17年9月 株式会社リミックスポイント 監査役(現任) 平成17年10月 日本アコモデーションファンド投資法人 監督役員就任(現任) 平成19年2月 日本司法支援センター評価委員会委員(現任)

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴
3	袖 山 裕 行 (昭和32年10月26日)	昭和55年4月 国民金融公庫（現国民生活金融公庫）入社 昭和58年9月 朝日監査法人（現あずさ監査法人）入社 昭和62年7月 公認会計士・税理士登録 袖山公認会計士事務所開業（現任） 平成8年3月 社団法人外食産業総合調査研究センター 監事（現任） 平成9年8月 株式会社日本ビジネスソリューション 取締役（現任） 平成11年3月 財団法人教育資金融資保証基金 評議員（現任） 平成11年6月 社団法人電信電話工事協会 監事（現任） 平成15年2月 日本リバイバル債権回収株式会社 監査役（現任） 平成15年5月 財団法人日本炭酸飲料検査協会 監事（現任） 平成16年5月 財団法人全国調味料・野菜飲料検査協会 監事（現任） 平成17年3月 全国情報通信資材株式会社 監査役（現任） 平成17年6月 社団法人日本ケーブルテレビ連盟 監事（現任） 平成17年10月 日本アコモデーションファンド投資法人 監督役員就任（現任） 平成18年3月 フェニックス・キャピタル株式会社 監査役（現任） 平成19年3月 財団法人日本ラグビーフットボール協会 監事（現任） 平成19年4月 財団法人公庫団信サービス協会 評議員（現任） 東京都市開発株式会社 監査役（現任）

- ・上記各監督役員候補者は、上記記載以外の他の法人の役員である場合がありますが、それらを含め、上記各監督役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・上記各監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を自己又は他人の名義で所有しておりません。
- ・上記各監督役員候補者は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。

その他の参考事項

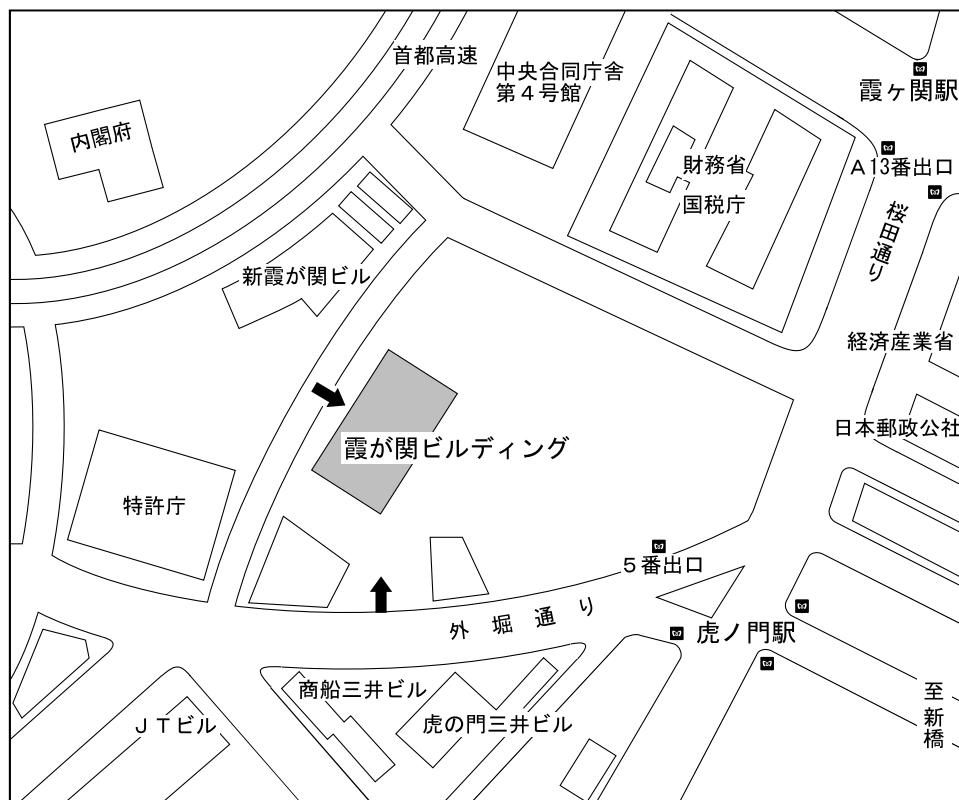
本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人の規約第14条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案、第2号議案及び第3号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以 上

第3回投資主総会会場ご案内図

霞が関ビルディング 1階「プラザホール」

東京都千代田区霞が関三丁目2番5号



地下鉄 銀座線 虎ノ門駅5番出口より 徒歩約3分

千代田線 }
丸ノ内線 } 霞ヶ関駅A13番出口より 徒歩約8分
日比谷線 }

なお、当日は、本投資主総会用駐車場の用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。